

## 議事要旨(2) IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」へのコメント対応

冒頭、小賀坂副委員長より、IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念ED」という。)へのコメント対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員、紙谷客員研究員及び大雄専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

### 第 3 章「財務諸表と報告企業」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念 ED の 3.23 項の記述を削除するコメントの方向性(案)に関して、そもそも各国の資本市場において資金調達するうえで均質な会計基準が求められたことを受けて IFRS が開発されていることを踏まえると、当初、IFRS が開発された際の想定企業は上場会社と考えられるため、連結財務諸表は最低限必要であると考え。このため、3.23 項の記述はあえて否定する内容ではないと感じている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念 ED の 3.23 項の記述を削除するコメントの方向性(案)を支持するものの、IASB が連結財務諸表及び/又は非連結財務諸表の作成を要求する権限を有しないことのみを理由としているため、連結財務諸表及び非連結財務諸表の有用性の観点から理由を追加できないかご検討いただきたい。

### 第 7 章「表示及び開示」：(財務諸表の目的及び範囲、伝達ツールとしての表示及び開示)

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - コメントの方向性(案)において概念フレームワークと開示に関する取組みとの関係に対する懸念が示されていることに関して、まず概念フレームワークにおいて何を定めるべきかについて明確な意見を示すなど別のコメントの方向性があり得るのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- コメントの方向性(案)の趣旨としては、概念フレームワークと開示に関する取組みを含めた会計基準との切り分けが適切になされるべきというものであり、いただいたご意見を踏まえて、コメントを検討していきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 概念フレームワークの位置付けについて議論すべきと考えているものの、概念フレ

ームワークの相対的な位置付けを下げた方がよいとは考えない。これは、過去の米国の基準設定主体の歴史や金融危機における対応などにおいて、基準設定主体が政治的な圧力に流された結果、その信頼性が失われた経験があるからであるほか、基準設定主体が作成者や監査人から圧力を受けた場合に、概念フレームワークが基準設定主体にとって最も強力な防御手段になると考えているからである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念フレームワークでは抽象的な目的を定めるのみにとどめ、具体的な内容は会計基準レベルで具体的な対象に沿って定めるべきであると考え。この点、コメントの方向性（案）は、概念フレームワークでは多くを決め過ぎるべきではないという主張と理解し得るため、当該コメントの方向性（案）を支持する。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 過去の基準開発における経験から、概念フレームワークで多くを決め過ぎるべきでないというご意見を理解できるものの、概念フレームワークにおいて適切な記述がされることによって、今後の会計基準がより適切なものとなることが期待される。このため、事務局としては概念フレームワークの開発において、引き続き、建設的なコメントをしていきたいと考えている。

#### その他の質問事項

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念フレームワークに、長期投資のビジネスの考え方を取り入れることにより、FV-PL となる項目を制限するような考え方をより説得力をもって主張できるのではないかと考えている。このため、長期投資に関して事業モデルと関連させてコメントできないかご検討いただきたい。

#### 概念フレームワークへの参照の更新

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 発効日の質問に対して、概念フレームワークの主な目的の明確化を提案することは、聞かれた質問に回答していない印象があり、違和感がある。
  - IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 11 項 (b) の削除及び概念フレームワークの主な目的の明確化を提案することの実益を十分に理解することができなかった。
  - 概念フレームワークの主な目的を明確化する提案に関して、コメント文案が抽象的であるため、IASB が具体的にどのように対応できるかについてコメント文案に記載すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 公開草案における質問に直接回答していないという点をご指摘のとおりであり、概念フレームワークの目的についてはコメント・レターの冒頭に記載したい。
- IAS 第 8 号第 11 項(b)は実務において多くの場合使用されていないと認識しているほか、米国会計基準及び日本基準ともに当該規定は存在しておらず、これらが存在しないことにより不都合が生じているという見解は多く聞かれない。このため、当該規定を削除するとともに、概念フレームワークの役割を明確化する旨の提案を行うことを考えている。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- IAS 第 8 号第 11 項(b)の削除については、IFRS と米国会計基準との間のコンバージェンスを促進することにつながるため、事務局の提案を支持する。当該規定は関連する会計基準が存在しない場合の受皿となっており、基準開発を怠ることを可能にするため、本来はあるべき規定ではないと考えている。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 直接会計処理に適用されるのは、概念フレームワークではなく会計基準であり、概念フレームワークが会計処理に直接影響を及ぼすべきではないと考えている。このため、IAS 第 8 号第 11 項(b)を削除する事務局の提案を支持する。コメントの記載場所については、総論のコメントと発効日の質問に対するコメントの両方において記載することでもよいのではないかと。概念フレームワークが直接会計処理に影響することを回避する観点から、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 23 項における離脱規定も合わせて削除することを提案できないかご検討いただきたい。
- 他の会計基準との首尾一貫性を重視する結果、真実かつ公正な概観を損なう会計基準が開発されることを懸念しており、この点、概念フレームワークの主な目的を明確化するにあたりご留意いただきたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IAS 第 1 号の離脱規定は財務報告の目的を参照しているのに対して、IAS 第 8 号第 11 項(b)の参照規定は詳細な事項を参照しており、両者は異なる。このため、離脱規定の削除についてもコメントするかについて事務局で検討したい。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」における資産及び負債の定義の不整合を先送りしていることに関して、IASB が両基準を改訂することを意図しているのではないかについて懸念している。
- 重要性の定義については、開示に関する問題だけでなく、収益認識基準やリース基

準などの個別の会計基準における重要性の考え方が重要になってきており、今後の課題であると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 日本の IFRS 採用企業は 100 社程度の段階で、概念フレームワークを参照する実務が限定的であると言い切れるのか疑問である。現実の会計実務では、関連する会計基準が存在しない場合の拠り所として、概念フレームワークを参照する場合があるため、参照規定を削除すると逆に不都合が生じるのではないか。
  
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念フレームワークの位置付けに関して、どこまで踏み込んでコメントすることを予定しているかについて確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 概念フレームワークの位置付けは、コメントするにあたり出発点となる重要な点と考えている。なお、概念フレームワークの目的に関する提案と IAS 第 8 号を削除する提案を分けてコメントできないかも含めて、検討したい。

以 上